

令和7年度「学びあい・つながりあう」生涯学習社会づくり支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、本県における各地域での生涯学習の振興を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学びたいときに学ぶことができ、学んだことが認められ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を推進していくための事業の実施について支援することを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 この事業の対象となる者は生涯学習社会の実現に取り組む県内の団体および市町（以下、「各団体」という。）とする。

※特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を主な目的とする団体ではないこと

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業は各団体が主催する事業で次の各号に掲げる要件を満たす事業であること。

- (1) 生涯学習社会づくりの視点を持った事業
(いつでも、だれでもが学び、その成果を地域などに活かしていく事業)
- (2) 自立的継続性、発展性があり事業・活動の成果を将来に活かしていくことができるものであること
- (3) 魅力的で、だれもが学びやすい事業であること
- (4) 報償費（謝金）が事業総額の50%以下であること

(助成額および助成対象経費)

第4条 事業費として上限20万円を助成する。但し、報償費については、事業総額の50%以下とする。

(助成の対象となる期間)

第5条 令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）までとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに公益財団法人三重県文化振興事業団理事長（以下、「理事長」という。）宛てに提出することとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

(交付決定)

第7条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきであると認めたときは、すみやかにその決定の内容及びそれに付した条件を助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知することとする。

(概算払い)

第8条 助成金の交付については、助成金交付決定通知の後、申請者の概算払い請求書（第5号様式）に基づき一部概算払いを行うことができる。

(助成金の変更申請)

第9条 申請者は、助成金の交付決定を受けたあとにおいて、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成金交付変更申請書（第6号様式）を理事長に提出し、その承認を受けることとし、収支に変更が伴う場合は、収支変更予算書（第7号様式）を添付の上、申請をおこなうこと。

(助成事業の中止または廃止)

第10条 申請者は、助成金の交付決定通知を受けた後において、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業の中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を理事長に提出し、その承認を受けるとともに、助成金を返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、助成事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに、実績報告書（第9号様式）、事業報告書（第10号様式）、収支報告書（第11号様式）を理事長に提出しなければならない〔助成対象事業が令和8年2月11日（水・祝）から2月28日（土）までに完了する場合には、令和8年3月11日（水）までに提出〕。期日を過ぎても未提出の場合は、助成金の返還を求める場合もある。

(助成金の額の確定及び通知)

第12条 理事長は、実績報告書を受理したときは、これを審査し、当該助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（第12号様式）により助成対象者に通知する。

(助成金の請求)

第13条 申請者は、助成金の額の確定通知を受けた後、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第13号様式）により行うこととする。

(その他)

第14条 当該助成金の交付に関しては、この要綱に定めるものその他、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する
この要綱は、平成21年4月1日から施行する
この要綱は、平成22年4月1日から施行する
この要綱は、平成23年4月1日から施行する
この要綱は、平成24年4月1日から施行する
この要綱は、平成25年4月1日から施行する
この要綱は、平成26年4月1日から施行する
この要綱は、平成27年4月1日から施行する
この要綱は、平成28年4月1日から施行する
この要綱は、平成29年4月1日から施行する
この要綱は、平成30年4月1日から施行する
この要綱は、平成31年4月1日から施行する
この要綱は、令和2年4月1日から施行する
この要綱は、令和3年4月1日から施行する
この要綱は、令和4年4月1日から施行する
この要綱は、令和5年4月1日から施行する
この要綱は、令和6年4月1日から施行する
この要綱は、令和7年4月1日から施行する